

入所料金表

介護老人保健施設 アモールケア白井

令和4年10月1日改定

1、基本料金表

(Ⅰ)介護保険1割負担分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	818 円 796 単位	864 円 841 単位	928 円 903 単位	982 円 956 単位	1,037 円 1,009 単位
夜勤職員配置加算	25 円(24単位)※国が定める基準を上回る職員(看護・介護)を配置している場合				
(Ⅱ)介護保険外					
居住費	2,000 円/日				
食費	1,600 円/日				
おやつ代※1	170 円/日				
日用品費※2	100 円/日				
教養娯楽費※3	100 円/日				
日額	4,813 円	4,859 円	4,923 円	4,977 円	5,032 円
月額(30日)	144,390 円	145,770 円	147,690 円	149,310 円	150,960 円

※地域区分:6級地(10.27円/単位)で計算しています。およその金額となる為実際の請求額に若干誤差が生じます。

※介護保険2割負担の方は、上記1割負担分の金額が2倍となります。

2、主な加算利用料 ※該当する方に対して基本料金に加算します。

加算項目	金額・単位	項目内容
初期加算	31 円/日(30単位)	※入所後30日間に限って加算されます
再入所時栄養連携加算	206 円(200単位)	入所後、退所し病院・診療所に入院し、退院後に再度入所し、栄養管理が前回の入所と大きく異なった場合1回に限り算定
口腔衛生管理体制加算(Ⅰ)	93 円/月(90単位)	口腔ケアに関わる技術的指導・助言を歯科医師・歯科衛生士から受けている場合
短期集中リハビリテーション実施加算	247 円(240単位)	入所の日から3カ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	247 円(240単位)	認知症と判断して、入所の日から3カ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7 円/日(6単位)	常勤職員の割合が75%以上
療養食加算	7 円/食(6単位)	医師の指示により療養食(糖尿病食・腎臓病食)を提供した場合(1日につき3回を限度とする:1回6単位)
経口移行加算	29 円/日(28単位)	経管栄養から、経口による摂食を進めるための栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅰ)	411 円/月(400単位)	摂食機能障害のある方が継続して経口にて摂取できるよう特別な管理をした場合
経口維持加算(Ⅱ)	103 円/月(100単位)	上記(Ⅰ)に該当する入所者様の食事状況の観察および関係職種による会議を実施した場合
外泊時費用	372 円(362単位)	居室等に外泊をされた場合、所定単位に代えて算定(月6日限度)
緊急時施設治療管理費	532 円(518単位)	緊急的な治療管理として投薬・検査・処置等を受けた場合(1カ月1回、3日連続限度)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	246 円(239単位)	肺炎・尿路感染・帯状疱疹について投薬・検査・注射・処置を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	463 円(450単位)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定をした場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	493 円(480単位)	上記(Ⅰ)に生活機能改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画の策定をした場合
試行的退所時指導加算	411 円(400単位)	試行的退所時に入所者・そのご家族、退所後の療養指導を行った場合(退所から3ヶ月間限定で1月に1回を限度とし算定する)
退所時情報提供加算	514 円(500単位)	当施設の医師が退所後の主治医宛に文書で診療状況を伝えた場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	617 円(600単位)	入所前後30日の間に居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用方針等を定め、退所時に、居宅介護支援事業所に対し診療情報を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	411 円(400単位)	退所時に居宅介護支援事業者に対して診療情報を提供した場合
リハビリマネジメント計画書情報加算	34 円/月(33単位)	計画書を作成し、継続的にリハビリの質を管理し、その実施計画を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円/月(3単位)	施設全体として感染対策を行い、実施計画を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	11 円/月(10単位)	排せつについて評価、計画を立て、支援を実施している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	35 円/日(34単位)	施設基準第55号イに掲げる計算式にて厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施している場合、算定した単位数の3.9%に相当する単位数を算定。	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	基準に適合している勤続年数に達する介護職員等の賃金の改善等を実施している場合、算定した単位数の1.7%に相当する単位数を算定。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	基準に適合している勤続年数に達する介護職員等の賃金の改善等を実施している場合、算定した単位数の0.8%に相当する単位数を算定。	

3、その他の利用料 ※課税対象品目もあり、別途消費税を頂きます。

項目	金額	備考
おやつ代※1	5,100円/月	昼食時に提供されるデザートその他に15時におやつを希望される場合(1食170円)
日用品費※2	3,300円/月	使用する日用品を施設で準備する場合(1日110円)
教養娯楽費※3	3,300円/月	クラブ活動教材費・レクリエーション材料費・新聞・雑誌・音楽療法でのCD等(1日110円)
家電料	3,300円/月	個人的に電化製品(テレビ等)をご使用する場合頂きます(1日110円)
理美容費	2,200～11,000円	カットのみ2200円+①カラー 7150円 ②パーマ 7150円 ③カラーパーマ11000円
文書作成料	550～5,500円	入所証明書、健康診断書、成年後見診断書
特別行事食	220円/回	特別な行事時の特別なメニューの場合には、通常の食事に加算されます
特別行事費	自費	特別な行事にかかる費用
健康管理費	自費	インフルエンザ予防接種

※介護保険負担金は、高額介護サービス費と医療費控除の対象となります。

◎負担限度額認定証をお持ちの方(第2段階)

(I)介護保険1割負担分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	818 円 796 単位	864 円 841 単位	928 円 903 単位	982 円 956 単位	1,037 円 1,009 単位
夜勤職員配置加算	25 円(24単位)※国が定める基準を上回る職員(看護・介護)を配置している場合				
(II)介護保険外					
居住費	820 円/日				
食費	390 円/日				
おやつ代※1	170 円/日				
日用品費※2	100 円/日				
教養娯楽費※3	100 円/日				
日額	2,423 円	2,469 円	2,533 円	2,587 円	2,642 円
月額(30日)	72,690 円	74,070 円	75,990 円	77,610 円	79,260 円

◎負担限度額認定証をお持ちの方(第3段階)

(I)介護保険1割負担分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	818 円 796 単位	864 円 841 単位	928 円 903 単位	982 円 956 単位	1,037 円 1,009 単位
夜勤職員配置加算	25 円(24単位)※国が定める基準を上回る職員(看護・介護)を配置している場合				
(II)介護保険外					
居住費	1,310 円/日				
食費①	650 円/日				
食費②	1,360 円/日				
おやつ代※1	170 円/日				
日用品費※2	100 円/日				
教養娯楽費※3	100 円/日				
日額①	3,173 円	3,219 円	3,283 円	3,337 円	3,392 円
日額②	3,883 円	3,929 円	3,993 円	4,047 円	4,102 円
月額①(30日)	95,190 円	96,570 円	98,490 円	100,110 円	101,760 円
月額②(30日)	116,490 円	117,870 円	119,790 円	121,410 円	123,060 円